HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Kerstim Dürschner, Der wacklige Thron. Politische Opposition im Reich von 1378 bis 1438 (Europäische Hochschulschriften, Reihe III, Bd./Vol.959), Frankfuruto am Main 2003, 404S.
Author(s)	野呂, 有里
Citation	西洋史論集, 8, 50-58
Issue Date	2005-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37463
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_50-58.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Kerstin Dürschner, *Der wackelige Thron. Politische Opposition im Reich von 1378 bis 1438* (Europäische Hochschulschriften, Reihe III, Bd./Vol.959), Frankfurt am Main 2003, 404S.

野呂有里

はじめに

中世後期の神聖ローマ帝国（以下、帝国）に関する研究は多岐にわたる。なかでも、国王あるいは皇帝とその他の帝国構成員の関係は重要なテーマの一つである。本書も、国王・皇帝と選帝侯を中心としたその他の帝国構成員との関係についての研究であり[1]、その際「政治的異見表明（Politische Opposition）」という独自の視角からこの両者の関係を新たに整理しようと試みている[2]。

著者はまず、独自の視角である「政治的異見表明」について概念規定を行なう。この「政治的異見表明」という語は「政治」と「異見表明」に分けて定義される。著者によれば、「政治」とは「公的生活の形成を目指した行動」であり（本書一二頁）、「異見表明」とは、「現行の支配的な統治、あるいは支配的に統治を行なっている党派への対立（Ge-gensatz）」であり、「同時にこの対立を行なう主体は、グループ、あるいはある統治に対置している政治的勢力の総体である」とすることができる（本書一一頁）。したがって、著者自身は「政治的異見表明」という形で定義していないのだが、先に述べた定義を併せて考えると、「政治的異見表明」とは、「公的生活の形成を標榜しながら、個々人、グループ、分派（Partei）、派閥（Fraktion）が行なう現行の政治体制への異議申し立て（Widerstand）あるいは敵対（Gegnerschaft）」ということができる。「異見表明」は一九世紀以来「自由民主主義の本質的構成要素」とされたことから、そのときどきの政治体制における抵抗権（Widerstandsrecht）との関わりで論じられてきたが、著者はこの「政治的異見表明」という視角をドイツの中世後期にもあてはめる。「政治的異見表明」の最も先鋭化された形である国王廃位について考えてみよう。国王廃位というものは確かに中世初期にも行なわれており、この時代に「異見表明」そのものが存在しなかったわけではない。しかしながら、中世後期、特に一四〇〇年の国王廃位は、「帝国全体の利益のために」、つまり、公的生活の形成を目指して行われたという点で「政治的」であった。著者は、「政治的異見表明」を中世後期という時代に即して、「個々の帝国構成員あるいはそのグループが帝国首長（Reichsoberhaupt）[3]の考え方や目的に異議を申し立て（widersprechen）、独自に政策の実現を試みることにより、ローマ王（römischer König）の政治に対する批判を表明した行動や態度」（本書一三頁）と述べる。

本書においては、以上のような概念規定の後に、具体的な考察の素材が提示される。すなわち、著者は、一四〇〇年の国王ヴェンツェル

の廃位と、この国王廃位がもたらす長期的な影響を、この国王廃位を実行した選帝侯団を中心に据え、国王ヴェンツェルが親政を開始した一三七八年から、一四三八年の国王アルプレヒトの選出までを考察する。

本書の構成は以下の通りである。

第一章：導入
第二章：国王ヴェンツェルのもとでの政治的異見表明
第三章：国王ループレヒトのもとでの政治的異見表明
第四章：国王ジギスムントのもとでの政治的異見表明
第五章：展望－選帝侯による中立と、一四三八年の国王アルプレヒトの選挙
第六章：結論

さて、構成からうかがえるように、本書は各国王の治世における「政治的異見表明」について考察している。それゆえ、本稿ではまず、各国王の治世における「政治的異見表明」のあり方を本書に即して概観し、次に、著者が示した結論を確認するとともに、それに若干のコメントを添えることで本書の紹介としたい。

一　各国王に対する「政治的異見表明」

（一）国王ヴェンツェルの治世

一三七八年皇帝カール四世が死去し、帝国の統治は、その息子である国王ヴェンツェル一人によって行われることになった。しかし、同年には大シスマが生じ、さらに国王ヴェンツェルの家領であるベーメン王国も不安定な状況にあった。同時に二つの問題を抱えることになった国王ヴェンツェルは、親政を開始したにもかかわらず、帝国の統治を十分に行なうことができなかったのである。

帝国首長が帝国に関する問題に十分に対応できないことが判明すると、早くも一三八〇年代半ばから帝国構成員が国王に対する「反抗」を示した。この「反抗」の中でもっとも重要なものの一つが、一三九四年の国王ヴェンツェルの捕縛である。国王の捕縛という事態によって、国王を捕らえた者が新たに王位を要求し、帝国を機能不全に陥れる可能性が生まれた。そこで、選帝侯は自らが中心となって国王の捕縛事件を解決するために自律的に会議を開催した。このような会議は研究上「国王不在の会議（Königsloser Tag）」[4]と呼ばれるが、このとき以降、何度か繰り返された。著者は、これらの「国王不在の会議」で二つの点に注目する。

第一に、一三九四年段階での選帝侯団の政策の方向性である。このとき選帝侯団は、国王を捕らえることによって新たに王位を要求する者を退け、選帝侯の関与なしに新たな国王が選出され得ないことを表明した。結果的に選帝侯団は国王ヴェンツェルを擁護したのであり、

この時点では、選帝侯団が国王ヴェンツェルに対する「反抗」や、ヴェンツェルの廃位を意図していなかったのである。

第二に、特に一三九七年以降の「国王不在の会議」の性格の変化である。一三九七年の会議において選帝侯団は、一三九四年の会議とは異なり、大シスマと帝国政治においてヴェンツェルが主導権を発揮しないことにはっきりと不満を表明した。その他の帝国構成員が選帝侯団による「国王不在の会議」に参加することは、選帝侯団の政策に従うことを意味していた。そのため、選帝侯団は帝国構成員に会議への参加を広く呼びかけることによって、選帝侯団が主導する「国王不在の会議」の正当化を図っていたのである。そして、この会議へ参加する者が増えるに従って、この会議は国王による集会と競合するような状態になった。この点に着目した著者は、「国王不在の会議」が国王を補佐あるいは補完するものから、国王抜きでもっぱら選帝侯の独断により帝国政治を担うものへと変化したことを指摘している。さらに、この会議は帝国構成員が広く参加している中で王権とは別に政治を行なう場になったと著者は指摘し、このような一連の「国王不在の会議」の時代を、「帝国議会の成立期」と評価している。このような著者の評価については後述する。

さらに著者は、これまでの研究において「無為の王」として評価されてきた国王ヴェンツェルの対応についても考察している。国王ヴェンツェルは廃位に対して何も対策を講じなかったという従来の評価に対して、著者は、彼が一三九〇年代からの「国王不在の会議」やその後の国王廃位に対抗して何度も会議を召集し、帝国構成員に自分の存在を認識させることに努めていたこと、さらに、廃位後もヴェンツェルを支持する者が存在したことに着目する。国王という存在が帝国内で広く認知されていたことは、国王ヴェンツェルの行動の正当性や王権そのものが持つ正当性が揺るぎなかったことを示し、そのため選帝侯団は国王廃位の正当化に努めざるをえなかった。選帝侯団が発布後間もない金印勅書や「帝国の安寧」という理由付けを用いらざるをえなかったことが、そもそも選帝侯団による廃位が正当性を持っていなかったことを意味しているのである。

(二) 国王ループレヒトの治世

続いて、ヴェンツェル廃位に関与したプファルツ選帝侯であり[5]、新たに国王に選出されたループレヒトの治世についてである。ループレヒトは自身の治世を、自らが正当な国王であると証明することから始めなければならなかった。ループレヒトの治世で注目されるべき点は、治世を通じて行なわれた「帝国首長として承認される」ための様々な行動である。しかしながら、「前」国王ヴェンツェルこそが正当な帝国首長であると認める者も多く、ループレヒトの試みは困難を極めた。特に、「前」国王ヴェンツェルとの関係が近かった帝国諸都市や帝国東北部の諸侯は、ループレヒトを帝国首長として承認しなかった。この点から著者は、この時期の帝国には実質上二人の国王が存在していた、とする。

それに加えてループレヒトの治世に特徴的なことは、彼が国王選出の際にとりかわした約束の取り扱いである。彼は国王に選出される際

に、選挙人であるマインツ、ケルン、トリーアの三人の大司教に対して、教会問題に取り組むこと、ジャンガレアッツオ・ヴィスコンティのミラノ大公任命を取り消すこと、そして「前」国王ヴェンツェルによって課されたライン地域の関税を廃止することを約束しなければならなかった。前任者であるヴェンツェルと異なり、ループレヒトはこの約束を果すために迅速に行動したが、しかしながら裏目に出ることとなる。ループレヒトは、ジャンガレアッツオ・ヴィスコンティをミラノ大公位から退かせるため、イタリアに遠征したが失敗し、財政的な困窮を招いた。さらに、ライン地域の関税政策に関して、ループレヒトはその治世の初年に関税の撤廃を実行した。しかし、ループレヒトが関税政策において三人のライン選帝侯に譲歩したことに、その他の帝国諸侯や帝国都市は大いに失望したのである。

このようなループレヒトの政策に対する「対抗」は、様々な諸侯や都市による同盟の形をとって現れた。その代表的なものが、バーデン辺境伯ベルンハルトとオルレアン公ルイとの連合（Koalition）と、マインツ大司教によって主導されたマールバッハ同盟である。ループレヒトに「対抗」するこのような連合や同盟は、国王家領であるプファルツ伯領で行なわれた政治をめぐって共にループレヒトと対立していた。とりわけマールバッハ同盟は、ヴェンツェル廃位の名目にもつながる「平和の維持と全体の必要」のために結成された。この同盟に、やがてはマインツ大司教のほかにもケルン大司教が加わることとなり、ループレヒトにとっては、非常に脅威となったのである。

さらに、ループレヒトには教会問題に関しても困難が生じることとなる。このとき、教会問題をめぐって帝国諸侯、特にマインツ大司教と意見の違いが生じたことは、ヴェンツェルのときのように「教会の分裂を解決することに取り組まない」と認識され、ループレヒトを廃位に追いこみうるものであった。そして、このループレヒトの廃位という可能性は、改めてヴェンツェルにローマ王として行動する可能性を与えることになった。すなわち、ループレヒトと異なる政治的立場にある者は、ヴェンツェル支援に替わる可能性があった。ループレヒトの治世の終わり頃には、廃位後も一貫してヴェンツェルを支持していたザクセンとブランデンブルク選帝侯のほかに、マインツ大司教もヴェンツェルと接触している。そして、ヴェンツェル自身も積極的に帝国政治へ介入しようと様々に試みていた。しかしながら、このようなループレヒトの王権にとっての脅威は、ループレヒト自身の死によって終わりを告げることとなる。

（三）国王ジギスムントの治世

国王ループレヒトの死に伴って行なわれた国王選挙は、ヴェンツェルの異母弟であるハンガリー国王ジギスムントと、その従兄弟メーレン辺境伯ヨプストが共に選出されるという、ルクセンブルク家の候補者たちによる二重選挙となった。この二人は、ループレヒトを正当な国王であると認めず、ヴェンツェルの廃位も認めていなかったのであるが、ループレヒトの死を自身が国王になるためのチャンスであるとみなしていた。この二重選挙により、ジギスムントもまた、治世の始めから自身の王権の正当化に努めなくてはならなかった。ただし、こ

の二重選挙の翌年にヨプストが死去したことで、ジギスムントの王権の正当化は容易になるかに思われた。しかしながら、いま一つジギスムントにとって重要な問題が残っていた。それは、兄ヴェンツェルとの関係整理である。著者が注目するのは、一四一六年のジギスムントとヴェンツェルの同盟（Einigung）である。この同盟では、二人が共にローマ王という称号を用い、諸侯によってローマ王と呼ばれてもよいこととした。著者は、この取り決めで興味深いのは、国王と皇帝が二人の人物によって担われるのではなく、帝国に二人の正式な「国王」が存在していたことである、とする。

上述のように、ジギスムントが自身の王権の正当化を図る中で、最終的に一四一九年のヴェンツェルの死でもって、ジギスムントは唯一の国王となった。しかしながら、このときにはすでにジギスムントに対する「政治的異見表明」が示されていた。この「政治的異見表明」は、たとえ国王であっても、フス派に援助を行なった場合や、選帝侯団の権利を侵害した場合には攻撃をすると取り決めた一四二四年のビンゲンの選帝侯同盟（Kurverein）の成立に見られるように、一四二〇年代に入ってさらに先鋭化することとなる。ジギスムントはシスマを解決に導いたにもかかわらず、帝国構成員は彼が帝国内の案件をほとんど顧みていないと考えており、不満を高めていたのである。ジギスムントはトルコと紛争していた自身の家領ハンガリーにとどまらざるをえず、さらに、ヴェンツェルの後継者としてベーメンで承認されることにも失敗した。また、フス派の軍隊の帝国西部への進軍を防ぐことができなかったことも、ジギスムントに対する帝国内の不満を招いた。ジギスムント自身も帝国内へ赴き、会議を召集することで帝国内の不満を解決しようと試みたのであるが、国王自身による対策の遅れは、選帝侯団を中心とした帝国構成員たちによる独自の政策遂行への道を開いたのである。

（四）国王アルプレヒトの選出

さて、以上の章では、それぞれの国王に対して様々な種類の「政治的異見表明」が行われてきたことが明らかにされた。そして、本書の第五章にあたる国王アルプレヒトの国王選出についての考察は、「展望」という本章のタイトルが示しているように、ヴェンツェルからジギスムントに至る「政治的異見表明」の一つの帰結について述べられている。

著者は、一四三八年の選帝侯団による教会問題をめぐる決定に注目する。この前年に生じた公会議と教皇との対立を解消することを目指しながら、ジギスムントは死去し、国王位は空位となっていた。この空位期間に、選帝侯団は教会問題に関して中立を保つことを表明し、新たに国王になる者に対して統治計画を示し、この計画に従う者を国王に選出することを望んでいた。そして、この望みを叶えるのがハプスブルク家のアルプレヒト二世であった。著者は、この一連の出来事から、国王位が空位であっても独自に帝国の政策を打ち出すことのできる勢力が成立していたことを強調する。選帝侯団は、帝国首長が帝国に姿を現さない間に「帝国に対する責任」を自覚し、ジギスムントの死に伴って国王位が空位になったときに、この「帝国に対する責任」

を自覚的に打ち出すのである。著者は、選帝侯団がこのような自覚的な行動をとるようになったという点を、「政治的異見表明」という視点からすると、非常に重要な帰結の一つであるとみなす。

さらに著者は、このような選帝侯団による自覚的な行動が跳躍選挙の終了という観点においても重要であるとする。その際著者が注目するのは、アルプレヒトが国王に選出された理由である。選帝侯団はループレヒトのように帝国の中心部に家領を持つ者ではなく、ヴェンツェルやジギスムントのように、帝国の周縁や外部にある家領の統治に専心し、帝国の問題に取り組むことができない人物、つまり、選帝侯団に行動の余地を残すような人物を、国王にふさわしい人物と考えるようになっていくのである。それゆえ、アルプレヒトが選帝侯団の考えに沿うような国王候補者であったことは、ハプスブルク家に王位・皇帝位が定着する上で重要であったのである。

二　国王と帝国構成員の関係変化

本節では、著者の結論を確認することが課題となる。著者は、この時代に王権に対して「政治的異見表明」が行なわれ、それが「国王の廃位」にまで至ったことが重要であることを確認し、さらに「政治的異見表明」に六つのカテゴリーを見出している。それは、すなわち、「国王不在の会議の開催」、「帝国首長の非承認」、「宮廷会議やイタリア征行への不参加（Fernbleiben）」、「諸同盟」、「帝国首長の政策に対する批判」、「帝国首長の解職（Amtsenthebung）の計画あるいは実行」である。では、これらのカテゴリーにどのような意味づけが与えられるのだろうか。

著者は、六つのカテゴリーで示された「政治的異見表明」のあり方を、その意義において大きく三つに分ける。まず、「国王不在の会議」や「国王に対抗した諸同盟」である。会議の開催や同盟の締結といった集団的な方法を通じて、選帝侯団やその他の帝国構成員が国王とは異なる政治的立場を表明し、さらにその根拠を「帝国の安寧」といった全体の利益に求めたことは、帝国に対する責任を果さない国王が「無用である」ことを意味していた。

第二に、帝国首長を承認しないことによる「政治的異見表明」である。これは、ヴェンツェルが廃位された後のループレヒト、さらにその後のジギスムントとヨプスト、ヴェンツェルといった複数の王位要求者が存在するときに行なわれた「政治的異見表明」の方法である。すなわち、複数の王位要求者のうち、一人の人物を国王であると承認することは、その他の王位要求者に対する「政治的異見表明」を意味した。著者は、このような「政治的異見表明」が行われたことは、帝国構成員が自身に有利な王位要求者を選択し、その間でうまく立ち回ることにつながったとする。なぜなら、帝国構成員が王権とは別の政治的選択をすることを可能にしたからである。

第三に、国王によって呼びかけられる宮廷会議やイタリア征行に参加しないことによる、あるいはそれを無視し応じないことによる「政治的異見表明」である。とりわけループレヒトの治世においては、

「前」国王ヴェンツェルの治世とは異なり、頻繁に帝国内で国王の宮廷会議が開催されていた。さらに、国王選出に先立ってなされた選帝侯団との取り決めを守るために、イタリア征行も行なわれた。しかしながら、このような国王の呼びかけに応じないことによって、国王の政治に対する無関心を表明する者も現れた。さらに、ループレヒトとマインツ大司教が国王家領での政治をめぐって対立していたように、国王の宮廷会議という場で、国王と政治的立場の違う者が「異見」を表明したことも、その後に王権とは別の政治的選択が可能になったことにとって、重要である。

以上述べてきた本書の帰結のうち、著者は特に二つの点に着目する。第一に、最も先鋭化された「政治的異見表明」のあらわれとして理解される一四〇〇年の国王ヴェンツェルの廃位とその影響についてである。国王ヴェンツェルは、廃位され、新たな国王が選出されたにもかかわらず、ジギスムントの治世まで存命した。このことは新たに選出された他の国王に少なからぬ影響を与え、帝国構成員それぞれに有利な国王に味方する可能性を与えた。第二に、選帝侯団やその他の帝国構成員が、国王とは別に帝国に関する政治を行なおうとする兆しである。この時代、国王の政策に対する不満が様々な形で表明され、「政治的異見表明」が行なわれていたが、それにとどまらず国王とは異なる政治的立場が選択されたこと、そして王権とは別に政治的選択をなす場が形成されたことは、やがて帝国議会の形成につながるのである。ここに、著者は、国王と帝国構成員の関係の変化を見て取るのである。

おわりに

最後に、近年の研究動向に照らし合わせて、本書に関して紹介者による若干のコメントを述べたい。「政治的異見表明」という視点は、一見いわゆる「諸身分（Stände）」が国王に「反抗」する側面を強調しているようにみえる。この「諸身分」の強調は、国王と「諸身分」のどちらが政治に関する主導権を持っていたのか、という問題設定から生まれるものである。しかし、帝国史に限らず近年の中世のヨーロッパ国制史研究においては、この一方的な関係のあり方だけではなく、国王とその統治下にある者との「協働」関係にも目が向けられおり、このような研究動向の中で改めて王権の持つ意味も見直されている。たとえば、渡辺節夫氏は、中世の王権の位置付けを考える上で重要な点として、「教会・宗教の国家統合的機能」、「中央・地方の行政機構の発展」、「『宮廷』の機能的重要性」、「王権の権威・イデオロギーの意義」、「諸権力の統合による王国国制の形成」、「貴族制の変化を含む身分制的国家構造の形成」、「王権の拡大と都市の役割」を指摘している[6]。では、本書はこのような研究動向と相容れない方向性を持つのだろうか。

結論から先にいうならば、本書はこのような研究動向を無視するものではなく、むしろそれを前提としている、といえよう。著者もまた、王権の中心性に関して国王ループレヒトを例に挙げ、国王の宮廷会議の開催中には帝国構成員によるその他の集会は開催されず、中世後期にも依然として国王とその宮廷が中心となっていたことを指摘する。

さらに、この理由として、帝国構成員側の理由、すなわち、彼らがシスマやフス派の侵攻といった帝国規模での危機の解決を王権に期待していたことを挙げる。国王がその期待に応えることができなかったとき、帝国構成員は「政治的異見表明」を行ない、ついには国王廃位という事態に至るのである。つまり、「政治的異見表明」の前提には、常に王権の政策に対する帝国構成員の期待が存在していたのである。このように本書も、国王や国王宮廷の重要性を顧慮している。したがって、本書の独自の視角である「政治的異見表明」においては、帝国構成員の王権への異議申し立てとともに、彼らが王権を必要とする事情や、王権の政治に寄せる期待にも目が向けられていることに留意しなければならない(7)。もっとも、本書はそのテーマ上、王権へ寄せられる期待や王権の揺るぎない基盤という姿を積極的に描いているわけではないが、本書の価値を論ずる際、このような研究動向が十分に取り入れられていることに言及されなければならないだろう。

このような視点に基づいて、本書は様々な史料に基づき、国王と帝国構成員双方の接触を綿密に分析している。その結果、国王という存在が維持されながらも、それとは別の政治的選択が可能になり、それが帝国議会に連なっていくという、帝国国制史の変動の一面が動態的に描き出された。このような捉え方は、選帝侯団あるいは「諸身分」が国王から一方的に権力を簒奪するという、従来の見方と大きく異なるものである。国王と帝国構成員の関係の変化を捉えなおす試みは、今後帝国国制史においてますます重要なテーマになっていくであろう。その際、国王と帝国構成員双方の事情を顧慮しつつ、個別的なケースに目を向けることによって、両者の双方向的な関係が明らかになり、王権とそれを支える権力秩序のあり方について動態的な考察の可能性が生まれるように思われる。本書の価値は、中世後期の帝国史を考える際の新たな視点を提示しているところにあり、この点で本書には一読の価値があるものと思われるのである。

註

(1) 著者は本書の基となった博士論文によって、二〇〇二年にニュルンベルク・エアランゲン大学で博士号を取得している。

(2) 本稿においては、本書のテーマである「Politische Opposition」という語に対して、基本的には「政治的異見表明」という訳語を付した。しかしながら、本書において「異見表明」という態度の表明だけではなく、国王に対する実力行使を意味して「Opposition」という語が使用されていると考えられる場合には、本稿のなかでは「反抗・抵抗・対抗」という、より積極的に意味を打ち出した。

(3) 本書においては、帝国の紐帯の頂点に立つ者に「帝国首長」、「ローマ王」あるいは「国王」といういくつか異なる表記が用いられている。著者の表記を見ると、「帝国首長」は帝国規模の問題に対応すべき一つの役職（amt）として用いられていると考えられる。また「国王」と表記する際は、選挙によって選ばれた人物を表す一つの称号であり、「ローマ王」と表記される場合は、皇帝戴冠が問題となりうる場合であると考えられる。したがって、本稿でも本書の表記に従ってこれらの語を使用することとする。

(4)「国王不在の会議（Königsloser Tag）」とは、研究上分類される会議の一つの種類である。この会議は、国王の関与なしに、特に選帝侯が中心となって、地域的な関心に規定されながらも、「帝国に関する問題」を話し合う場として機能するとされている。なお、「国王不

在の会議」については以下の論文で詳細が述べられている。横川大輔「一四世紀末ドイツにおける『国王不在の会議 die königslosen Tage』―一五世紀以降の帝国国制史に関する予備的考察―」『北大史学』四四号、二〇〇四年、四三～六五頁。

(5) この時代の選帝侯団は、マインツ、ケルン、トリーアという三人の大司教と宮中伯の四人が帝国西部（ライン地域）に、ザクセン、ブランデンブルク、ベーメンというその他三人の選帝侯が帝国北東部に存在しており、この地理的な隔たりによって、選帝侯団内部での関心のあり方が異なっていたことが特徴的である。このような選帝侯団内部での地理的隔たりにより、数の上では優勢となる帝国西部の四人の選帝侯はライン選帝侯、その他三人の選帝侯は東方選帝侯として分類することができる。

(6) 渡辺節夫「序」同編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、二〇〇三年。

(7) 同様の点を、朝治・服部両氏も指摘している。朝治啓三・服部良久「書評『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』」『西洋史学』二一二、二〇〇三年、九二～九七頁。